

平成 25 年 5 月 15 日

福島県土地家屋調査士会長

福島会の現状報告

東日本大震災、及び東京電力福島第一原発事故から 2 年過ぎましたが、相変わらず、原発施設の状況は地下貯水槽から放射性物質を含む汚染水が漏れた問題、使用済み核燃料の一時貯蔵プールの冷却装置が停止した問題など、安心はできない状態です。

ところで、福島県の自主避難区域の福島市、郡山市、伊達市などの公園、小学校などの公共施設、放射線量の高いホットスポット内の宅地の除染は完了し、最近は旧市内の除染作業（宅地のみ）が進められています。特に、今年は東日本大震災の鎮魂と復興を願って、東北 6 県の各県庁所在地の代表的な 6 つの夏祭りを一同に集めた「東北六魂祭（とうほくろっこんさい）」が 6 月 1、2 日に福島市で開催されるため、除染作業が急ピッチで進められております。

放射性廃棄物の仮置場を確保できる伊達市の山間地域では、休耕地を利用して造成工事が進められておりますが、仮置場が決まらない福島市、郡山市内では、自宅敷地内に埋設或いは敷地上に保管しなければなりません。

福島会の会館も 4 月 10 日から約一週間かけて除染作業が行われました。結果、除染前に会館玄関前で計測した放射線量(地表から 1 m で 0.33 マイクロシーベルト)は、除染後には 48% 減少しました。



当会館の敷地はほぼコンクリートで覆われているため、廃棄物の量はコンテナ 1 つ分と、かなり少なく済みました。敷地上に保管しなければなりませんので、通常は立ち入りできない会館屋上に保管することとしました。



線量測定（福島会館）



外壁除染（福島会館）



除染後コンテナの設置（福島会館屋上）

※仮置き場が決まるまでの置き場となる



除染中（福島会館）

なお、この放射線量の計測作業には福島市から依頼を受けた公嘱協会の社員が監視員として参加しております。

○ 東電福島第一原電の事故と土地家屋調査士の業務

さて、事故から1年過ぎた昨年4月から、随時、これまでの避難区域を福島第一原発から半径20キロ圏の「警戒区域」と20キロ圏外ながら放射線量物質が多く降り注いだ北西方向の「計画的避難区域」を、年間の被ばく放射線量に応じ、50ミリシーベルト超の「帰還困難区域（原則立入禁止）」、20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域（出入り自由但し宿泊は禁止）」、20ミリシーベルト以下の「避難指示解除準備区域（出入り自由但し宿泊禁止）」の三区域に再編されてきました。

この、居住制限区域と避難指示解除準備区域は宿泊が禁止されておりますが、自由に出入りはできます。しかし、職務質問などの対応のため身分証明書の携帯は必須です。

この避難区域の見直しにより、東京電力から昨年7月24日福島第一原発事故による最後の主要な損害賠償の一つである、避難区域の宅地・家屋の財物賠償について賠償基準が発表され、請求受付が今年3月末から始まりました。

しかし、この賠償基準は「不動産登記で所有者を確認できること」が支払条件のため、未相続や未登記建物などは対象外とされています。

このため、昨年夏ごろから、当会及び会員・法務局に対し、避難区域に建物を所有する避難者から建物の表題・表題変更登記の受託依頼の問い合わせが増えてきました。

当然、避難区域は放射線量が高い区域でもあり、会員からは、立ち入り制限のある区域内での依頼受託について不安を覚えるメールが本会に入るなど動搖がひろがりましたので、福島地方法務局と協議して、東京電力に対し「当面、登記していなくても市町村所有の固定資産課税台帳を基に賠償に応じるよう」申し入れをしましたが、固定資産税評価額のデータは法律上、所有者の閲覧に限られ、市町村との調整が難航しているとのことでした。

さらに東京電力が対象世帯の登記を調べた結果、所有者を確認できたのは全体の3割程度で財物賠償の支払いを受けられない住民が全体の7割にのぼることでした。

当会としても、避難者支援のため避難区域の市町村に対し「立入調査が可能か、特に原則立入りができない帰還困難区域への立入りが可能か」について照会しました。

一方で、会員に対しても、避難区域での調査業務に対応できる会員を把握する必要性を感じ、意識調査を実施しました。

その結果、関係市町村からは立入りが可能であり、帰還困難区域への立入りは「公益目的の一時立入りする方法と避難者とともに立ち入る方法」があるとの回答を得ました。

また、会員からは21%の60名の会員から条件付きで調査業務に対応できる旨の回答がありました。

この立ち入りの要件には4項目あり、一つは「福島地方法務局富岡出張所が実施した登記簿等の書類持ち出し」のように「住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立ち入る場合」、そして、私たち土地家屋調査士が3条業務で立ち入る場合は、「その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの」などがあります。

＜警戒区域への公益目的の立入＞

現在、避難区域特に帰還困難区域での調査業務は沿岸部などの土地家屋調査士が会・支部を通じて、或いは個人的に受託し対応しております。

このため、会としても帰還困難区域の状況を把握しておくことが重要との認識に立ち、原発の南側にあるいわき市を支部区域とする、いわき支部長である根本会員と共に帰還困難区域に「公益目的の一時立ち入り」をしました。

立入りの2月6日はあいにく早朝からの雪で、沿岸部も終日吹雪でしたが、事前に根本支部長が移転先の双葉町埼玉支所に諸手続きを行い、いわき市から国道6号線の沿岸部を北上し現地に向かいました。

＜検問所＞

まず、警戒区域から避難指示解除準備区域に変更になった楢葉町（放射線量は0.29マイクロシーベルト）から隣接する富岡町の入口で「ウルトラ警察隊」（※福島県須賀川市出身の円谷英二さんが生み出したウルトラマンが地球の平和を守るように、福島県の治安を守ってほしいとの願いが込められて組織された全国からの応援の警察隊名）が警備する検問所で「許可書・同乗者全員の身分証明書」の提示を求められました。

根本支部長の説明によれば、検問所は通常封鎖していないとのことでしたが、数日前、ペット保護を目的に許可を得ないで検問所を強行突破しようとした事件があったため、最近はバリケードで封鎖したことを確認して検問を行っておりました。



通行許可証



検問所

＜積算線量計を借受け＞

検問所通過後、積算線量計の借受けのため、福島第2原子力発電所の近くにあるスクリーニング会場に向かいました。検問所、スクリーニング会場ではセキュリティの関係上撮影禁止との説明を受けました。

ここで事前に予約していた三人分の積算線量計を借受け、ウルトラ警察隊による再度の検問を受け国道6号線に戻り北上しました。



スクリーニング会場へ

＜国道 6 号線を北上＞

福島地方法務局富岡出張所（現在、いわき支局内に避難して業務再開中）がある富岡町の放射線量計は 2.15～2.40 マイクロシーベルト、事故を起こした第一原発がある大熊町・双葉町は原発に近くになればなるほど放射線量計の数値は高くなり 3.84～14.87 マイクロシーベルト、そして原発から離れると低くなり、調査現場の放射線量計は 0.67 マイクロシーベルトでした。当日は積雪により放射線量が遮断されているとのことでした。



福島地方法務局 富岡出張所

＜調査現場＞

調査対象家屋や周辺の被害状況は雪に覆われハッキリわかりませんでしたが、一見、地震での被害は無いようです。しかし、牛の粪が庭のあちこちに散乱しており、野生化した家畜がエサを求めて徘徊しているようです。

依頼主は今回の業務委託に際し、家屋の周辺の雑草の刈り払いを行い、調査し易い状態にしてくれていましたが、何度も帰還困難区域に立入りしている根本支部長によれば、普段は防護服着用での調査、家屋周辺の雑草等の刈り払いが大変とのことでした。

現に私たちが着用した市販のゴーグルは曇って前が見えなくなり大変でした。



調査現場 1



調査現場 2

帰路の途中に被害状況を視察した結果、調査現場までの周辺は津波ではなく、地震による被害の割合が高いようでした。国道6号線は地震で一部崩落した箇所があり、倒壊した建物や原発事故により入院患者を避難させるために使用したと思われるストレッチャーなどが散乱している病院玄関口など、当時の混乱ぶりが窺える状態でした。

そして、富岡出張所がある富岡町の沿岸部は2年前の津波での被災当時ままで帰還困難区域は時間が止まった状態でした。



街中



倒壊したままの家屋

＜積算線量計の数値＞

調査終了後、スクリーニング会場で車両の内外、特にタイヤ、更に3人それぞれの身体(頭から靴底まで)のスクリーニングが念入りに行われ、その結果は3人とも 13,000 cpm未満でした。また、今回の帰還困難区域への公益目的の立ち入り(現地調査)は約2時間でしたが、携帯線量計積算線量は副会長と私が4マイクロシーベルト、根本支部長が3マイクロシーベルトでした。



線量計

今回の帰還困難区域への立ち入りは国道6号線を北上し、放射線量が高い地域を通過し帰還困難区域でも比較的線量が低い地区の現地調査でした。

私たちが準備した防護服（使い捨て）は一般に市販されているものでしたが、根本支部長は、以前原発に従事していた経験があり、調査区域の放射線量により防護装備を替えているとのことで、マスクは一般に市販されている物より性能が良い物（原発作業員使用と同じもの）を使用しておりました。

放射線量が高い帰還困難区域への立入りの際は、防護服などを装備して放射性物質を吸い込んだり、体に着けて持ち帰らないように十分注意しなければなりません。

また、イノブタ（豚舎から逃げたブタと、野生のイノシシが交配して生まれた動物）など野生化した動物がエサを求めて徘徊しているため、自家用車の運転或いは現地調査の際は十分注意が必要です。

今後、総会、研修会等で帰還困難区域、居住制限区域更に避難指示解除準備区域への立入りの際は放射線量が高い区域であり、更に、地盤(特に道路)、建物は津波・地震で震災時のままの状態であることを十分認識し、事前準備を十分に行い調査測量などの行動時間をできるだけ減らし、安全を心がけるよう、会員指導していきたいと考えております。

最後に、

原発事故後に福島会員に避難状況のアンケートを取ったところ、少なくない会員の家族が避難しているとの報告を受け、最近も避難のため他会に移籍した会員もおりますが、昨年度は、避難から戻った会員も含めて5名の新入会員を迎えることができましたことは、当会として少し明るい話題です。未だに避難先から戻ることが出来ない会員、新規に事務所を開き再出発している会員等含めて、サポートしていきたいと考えております。

また、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送の影響が大きく観光地「会津」にも観光客が戻り始めて活気が出て来たようです。このまま継続するよう期待しております。

以上報告いたします。